

平成16年7月29日

各指定介護サービス事業の開設者 様

鹿児島県保健福祉部介護国保課長

指定介護サービス事業者のサービス提供による事故発生時の報告  
マニュアルについて

指定介護サービス事業者のサービス提供による事故発生時の報告については、介護保険法に基づく運営基準及び同基準解釈通知において、下記のとおり定められています。

各指定介護サービス事業者におかれましては、各事業所の運営規程に基づき市町村と連携の上、適切な対応をとっていただいていると存じますが、このたび、別添のとおり事故発生時の報告についてマニュアルを定めましたので、御活用くださるようお願いいたします。

また、事故発生時の対応について、運営規程及び運営規程に基づく報告マニュアル等が整備されていない事業者につきましては、関係法令に基づき、すみやかに整備されるよう併せてお願いします。

なお、今回のマニュアルについては、近く本県介護国保課のホームページに掲載する予定ですが、既に貴法人等において独自に報告マニュアルを策定している場合は、そのマニュアルに従って対応していただいで構いません。

記

○ 事故発生時における対応等に関する事項

(1) 利用者への事前説明

サービス提供に際して、利用者又はその家族に対し、事故発生時の対応を含んだ運営規程の概要等について説明し、利用者の同意を得なければならない。

(2) 事故発生時の対応

① 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。(事故対応マニュアル等)

② サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、利用者の家族等にすみやかに連絡を行うこと。

③ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、すみやかに損害賠償を行わなければならない。

(損害賠償をすみやかに行うために、損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。)

(3) 再発防止

事故が発生した際には、その原因を解明し、事故の再発防止を防ぐための対策を講じること。